

一般社団法人 **Sakura Network Japan**

定 款

# 一般社団法人 Sakura Network Japan 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 Sakura Network Japan (通称 Sakura Net. サクラネット) という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市昭和区に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、ライソゾーム病を中心とする希少疾病の治療に関する調査、研究に関する事業を行うとともに、我が国の希少疾病への認知度向上と患者の生き生きとした生活に貢献することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

#### 1 医療

- 1.1 ライソゾーム病を中心とする希少疾病の治療と診断に関する調査及び研究
- 1.2 ライソゾーム病を中心とする希少疾病の治療と診断に関する最新技術の研究

#### 2 教育

- 2.1 ライソゾーム病を中心とする希少疾病の治療と診断および認知度向上に関する講習会、セミナー、シンポジウム等の開催
- 2.2 ライソゾーム病を中心とする希少疾病の治療と診断および認知度向上に関する出版物の発行、啓発グッズの配布
- 2.3 ライソゾーム病を中心とする希少疾病の治療と診断および認知度向上に関するインターネット上での活動

#### 3 交流

- 3.1 ライソゾーム病を中心とする希少疾病の治療と診断に関する国内および海外の専門家との交流
- 3.2 ライソゾーム病を中心とする希少疾病の治療と診断に関する国内および海外の関連団体との交流

#### 4 支援

- 4.1 ライソゾーム病を中心とする希少疾病の患者支援団体や患者に対する各種支援や治療環境整備に向けての活動（休日診療、在宅治療など）
- 4.2 ライソゾーム病を中心とする希少疾病の患者のライフステージに応じた支援（診断時、治療開始時、思春期、就学、就労、結婚、出産など）

#### 5 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

##### （公 告）

第5条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に、掲示する方法とする。

## 第2章 会 員

##### （入 会）

第6条 この法人の目的に賛同し入会した者を会員とし、次の会員を置く。会員となるには、所定の様式により申込みを行い、理事長の承認を得るものとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体
- 2 この法人における正会員をもって一般社団法人法上の社員とする。

##### （経費の負担）

第7条 会員は、この法人の目的を達成するため、必要な経費として総会において別に定める額を支払う義務を負う。

##### （退 会）

第8条 会員は、いつでも退会届を提出して退会することができる。

##### （除 名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- (4) 退会したとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

##### （会員の資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 第7条の支払義務を6か月以上履行しなかったとき。

### 第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他の総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度の終了後2カ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総会員の10分の1以上の賛同が得られた場合には、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、理事長は、総会の日々の1週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面を持って通知する。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長とする。理事長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る時は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、当該会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

## 第4章 役員

(役員)

第21条 この法人に次の役員を置く。

理事 1名以上5名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、総会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事および監事は、兼務することができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された理事が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

## 第5章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第27条 事業報告及び決算については、毎年業年度終了後、理事長が次の書類を作成して定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属証明書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主

たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第28条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この法人は、総会の特別決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、総会の特別決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は贈与する。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第32条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第33条 この法人の設立時理事及び設立時理事長は、次に掲げる者とする。

設立時理事長	坪井 一哉
設立時理事	坪井 一哉

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立時社員の住所及び氏名)

第35条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

坪井 一哉 名古屋市昭和区長池町 5 丁目 30 番地の 1

山本 浩志 岐阜県岐阜市加納天神町 4 丁目 39 番地  
(プレセッション加納天神 807 号室)

伊藤 公人 愛知県日進市米野木町三ヶ峯 4 番地 1 1 6

以上、一般社団法人 Sakura Network Japan を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 29 年 8 月 3 日

設立時社員 坪 井 一 哉 ㊟

設立時社員 山 本 浩 志 ㊟

設立時社員 伊 藤 公 人 ㊟